

第493回（臨時）福崎町議会会議録

令和2年11月30日（月）
午前9時30分開 会

○令和2年11月30日、第493回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	河 嶋 重一郎		
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市	13番	前 川 裕 量
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

○欠席議員（1名）

8番 竹 本 繁 夫

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 涉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ ぐ り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第76号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第77号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 7 6 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 7 7 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 3 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごとに冷気が加わり、寒さが厳しくなる今日この頃でございます。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での本臨時会開催となります。

会議中は、発言時を含めマスクの着用をお願いします。なお、演台、質問席及び議長席については、マウスシールド等の着用を可といたします。

換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。

手指消毒液を議場ロビーに配置していますのでご利用ください。

議場に入場される方の検温を実施していますので、ご協力をお願いします。

感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思っておりますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

さて、本臨時会に提案されます案件は、議案第 7 6 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 7 7 号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての議案 2 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 3 名でございます。

定足数に達しております。

よって、第 4 9 3 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の会議に竹本繁夫議員から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第 4 9 3 回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程の記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
3番、三輪一朝議員
9番、柴田幹夫議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
9月25日の第492回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
9月29日、姫路市香寺町の慰霊塔前において、神崎郡交通事故物故者追悼式が開催され、議長が出席しました。
10月1日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会及び兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席しました。
10月14日、神戸メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、兵庫県町村会創立100周年記念式典が開催され、議長が出席しました。
11月13日、たつの市赤とんぼ荘において、西播磨市町議長会第2回総会及び現地視察が開催され、議長が出席しました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。
- 議 長 以上で議会活動報告を終わります。
また、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第6条の規定により、議員派遣の報告について配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、議案第76号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第77号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。

す。

町 長 皆様、おはようございます。

第493回福崎町議会臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月議会の終了後、例年であれば地域の秋祭りのほか、福崎町の秋まつり、福崎町自然歩道を歩こう大会など、いろいろな行事が行われるところですが、今年は新型コロナウイルスの影響で一変し、多くの行事が中止となりました。

経済活動の再開を目指してG・O・T・OトラベルやG・O・T・Oイートなどの施策が展開され、観光地など、少しはにぎわいを取り戻しつつありましたが、ここに来て感染拡大の第3波と見られる状況から、これら施策の見直しや飲食店の営業時間の制限など、再検討がされ始めています。本当に厳しい局面を迎えていると感じております。

さて、本日の臨時会には、議案を2件提案しています。2件はいずれも今年の人事院勧告に関わるものでございます。一般職、特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を減ずるものですが、その適用期日の12月1日までに議決をいただきたく、本日、臨時議会を開いて議案を提案するものであります。

詳細は担当課長が説明しますので、ご審議の上、ご賛同いただきますようによりしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

日程第4 議案第76号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第77号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第4、議案第76号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び、日程第5、議案第77号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課 長 皆さん、おはようございます。

議案第76号の説明をさせていただきます。

議案第76号資料1ページをご覧ください。

今年度の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で例年の8月から2か月以上も遅れた10月7日と10月28日の2回に分けてありました。

1ページ左側はボーナス分の勧告です。

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較したところ、公務の年間の支給月数が民間を0.04月上回るという結果が出ました。これを受けて期末手当の支給月数を、年間で2.60月を2.55月に0.05月分引き下げるといふものです。

方法は、資料2ページ左側、令和2年12月1日現在の表になります。6月分は既に支給済みなので、12月分の期末手当を0.05月分引き下げ、1.25月分を支給します。

令和3年度では、その右側、令和3年4月1日施行の表になります。年間の引下げ分0.05月を6月と12月に0.025月ずつに振り分け、それぞれ1.275月分を支給します。

特別職、議会議員、臨時職員、会計年度任用職員とも同様の支給方法になります。

1ページに戻っていただいて、右側は月例給です。公務と民間の4月分給与を比較したところ、その差が164円、0.04%と極めて小さいことから、今年度は月例給の改定は行わないとされました。これに基づき、月例給部分の給与条例の改正はいたしません。

このコロナ禍の中、ボーナス、月例給とも減額幅が小さいと感じられるかと思いますが、ボーナスでは昨年8月から本年7月までの直近1年間の比較、月例給では4月分給与の比較となっていますので、影響がまだまだ限定的だったためと考えます。したがって、来年の人事院勧告では、その影響が非常に大きく反映されてくるかもしれません。

また、今回の改正では、人事院勧告に基づく給与の改正のほか、級別基準職務表の改正も併せて行います。

今までの制度では、大卒で17年、3級在籍10年で自動的に4級に昇格させていました。このため、その年限に達しないうちに係長に昇任しても3級のままで、逆に昇任しなくても、その年限に達すれば主査のままで4級に昇格することが起こっています。頑張っても係長に昇任しても責任だけが重くなり、4級の主査よりも低い給料水準ということになってしまいます。

今回の改正は、年齢と処遇の一致から、責任と処遇の一致を目指し、有望な職員のモチベーションを高めるために、係長への昇任に伴って4級へ昇級させる仕組みに変更します。

令和3年4月1日に、現在の3級係長は全員を4級に昇格させます。現在の4級主査は3級に降格させます。そのままでは給料月額が減額となり不利益処分にあたりますので現給を保障します。

議案第76号資料、2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

続きまして、議案第77号についてです。

改正内容、支給の方法は、議案第76号での説明と同様です。

議案第76号資料2ページ左側、令和2年12月1日現在の表の特別職・議会議員の行にありますように、12月分の期末手当を0.05月分引き下げ、2.175月分を支給します。令和3年度では、その右側の令和3年4月1日施行の表の特別職・議会議員の行にあるように、年間の引下げ分0.05月を6月と12月に0.025月ずつに振り分け、それぞれ2.20月分を支給します。

以上で、議案第76号、第77号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第6 質疑

議 長 日程第6は、議案に対する質疑であります。

議案第76号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第77号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本臨時会に付議された全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程7 討論・採決

議長 日程第7は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第76号及び議案第77号の2件について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会に付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第76号及び議案第77号の2件については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第76号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第77号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議長 起立全員であります。
よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、第493回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。
よって、本臨時会を閉会することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、第493回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。
- 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 本日は、早朝よりご参集を賜り、本臨時会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
- 月が替わりますと定例会も控えております。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。
- 最後に町長からご挨拶をいただきたいと思います。
- 町 長 第493回福崎町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。
- 本臨時会におきましては、提案させていただきました人事院勧告に係る議案を可決していただきまして、ありがとうございます。
- 12月に入りますと、早速定例会が始まります。コロナ禍の中でもありますし、インフルエンザの流行期でもあります。健康には十分に注意をしていただき、お元気で出席をしていただきますようお願いをいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。
- 議 長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 9時51分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年1月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 三 輪 一 朝

福崎町議会議員 柴 田 幹 夫